

# グループリスクマネジメント方針

## 第1条（方針制定の目的）

キリンホールディングス株式会社及び連結子会社（以下：キリングroup）が、全社的なリスクマネジメントを推進することにより、企業の社会的責任を果たし、中長期的な企業価値の向上を図ること目的とする。

## 第2条（用語の定義）

### 1. リスク

キリングroupの経営目標達成や企業の継続性に影響を及ぼす不確実性（機会と脅威の両方を含む）。

### 2. クライシス

ある時点を境にリスクが顕在化したもので、対応に緊急性を要するもの。

### 3. リスクマネジメント

平時のリスクマネジメント、およびクライシスが発生した場合のクライシスマネジメントの双方を指す。

## 第3条（基本方針）

- （1） キリングroupは、リスクマネジメントを経営管理システムの一部として認識し、お客様、従業員、株主及び社会から長期的な信頼を獲得できるよう、事業活動を行う上で発生しうるさまざまなリスクを特定し、自律的なPDCA サイクルを軸としたリスクマネジメントプロセスを実施する。
- （2） 戦略とリスクを一体で検討し、期待する結果とリスクの大きさを評価した上で、適切なリスクテイクを実現する。
- （3） 環境変化に対応し、組織や仕組みを柔軟に整えながらリスクアセスメントを実行する。
- （4） クライシスに対しては未然防止を徹底するとともに、発生時においては、早期発見、迅速な報告・対応を通じ、影響を最小化する。また発生原因を分析し、根本的な再発防止に努める。
- （5） キリングgroup全従業員に対する継続的な教育や訓練等を通じて、リスクマネジメント参画への当事者意識、高いリスク感度の醸成を図る。
- （6） キリングgroupが保有するリスクおよびリスクマネジメントの実施状況について、正確かつ分かりやすく社内外のステークホルダーに開示し信頼を獲得する。

## 第4条（その他）

- ・リスクマネジメントに関する基本事項は「グループリスクマネジメント規程」、リスクマネジメントに関する具体的実施方法については「グループリスクマネジメントマニュアル」に、クライシスに関する具体的対応方法については「グループクライシス対応マニュアル」に別途定める。

## 第5条（本規程の改廃）

- ・この規程はグループリスク・コンプライアンス委員会事務局が主管する。
- ・この規程の改廃は、グループリスク・コンプライアンス委員会の協議を経て、委員長が決定する。
- ・ただし、法改正及びキリンホールディングスの組織・規程の改廃に伴うものは、委員会事務局長が決定する。

<沿革>

・2024年12月26日

制定

以上